

国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4条第1項第1号に規定する職員のうち、<u>別に定める者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他別に定める者</u></p> <p>(業績年俸)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業績年俸は、業績一時金とし、毎年<u>7月</u>17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。ただし、業績評価結果が業B又は業Cの場合は、基本年俸の号俸を調整する。</p>	<p>本則</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>この規程における</u>年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4条第1項第1号に規定する職員のうち、<u>国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則第2条第1項に規定する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(業績年俸)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業績年俸は、業績一時金とし、毎年<u>1月</u>17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。ただし、業績評価結果が業B又は業Cの場合は、基本年俸の号俸を調整する。</p>	

附 則(令和2年10月1日経規程第32号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の2の規定は、令和3年度に支給する業績年俸から適用する。